

議案第 4 2 号

狭山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

狭山市福祉事務所設置条例（昭和 5 7 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「知的障害者福祉法」を「及び知的障害者福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定（「知的障害者福祉法」を「及び知的障害者福祉法」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」による母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。